

○ 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則案  
 ○ 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）

改正後	改正前
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則            （課程の区分）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（<u>第四条第三項第一号</u>において「普通自動車等」という。）の運転の経験が            少ない者に対するもの            「二〇八 略」</p> <p>（運転免許取得者等教育指導員）</p> <p><u>第二条</u> 法第百八条の三十二の二第二項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「<u>運転免許取得者等教育指導員</u>」という。）とする。</p> <p>一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 <u>教習指導員資格者証の交付を受けた者</u>（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつて</p>	<p>運転免許取得者教育の認定に関する規則            （課程の区分）</p> <p>第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（<u>第四条第一号</u>において「大型自動車等」という。）の運転の経験が            少ない者に対するもの            「二〇八 同上」</p> <p>（運転免許取得者教育指導員）</p> <p><u>第二条</u> 法第百八条の三十二の二第二項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（</p>

は、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。)に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができずる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)

イ 次のいずれかに該当する者

(1) 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。)

(2) 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。)

(3) 当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に従事した経験の期間が三年以上の者で、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が当該自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に関し(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めるもの

(4) 応急救護処置の指導又は運転適性指導(法第八十八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導をいう。以下この(4)において同じ。)を行う場合において、公安委員会が応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有すると認める者

以下「自動車等」という。)を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けているもの(免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。)とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。)

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者(当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。)

ハ 当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車等の種類に係る運転免許取得者教育に従事した経験の期間が三年以上の者で、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が当該自動車等の種類に係る運転免許取得者教育に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めるもの

ニ 応急救護処置の指導又は運転適性指導(法第八十八条の四第一項第一号の運転適性指導をいう。以下この号において同じ。)を行う場合において、公安委員会が応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロ 次のいずれにも該当しない者

(1) 二十一歳未満の者

(2) 法第百七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(3) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

二 前条第三号に掲げる課程 次のいずれにも該当する者

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第七条第二項第二号から第四号までのいずれにも該当する者

ロ 前号ロ(1)から(3)までのいずれにも該当しない者

（設備）

第三条 法第百八条の三十二の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げるコース

イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル（大型自動車等）を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十

ロ 法第百七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

（設備）

第三条 「同上」

一 「同上」

イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル（大型自動車等）を用いて行う運転免許取得者教育にあつては五十メートル、原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者教育にあつては二十

は二十メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

ロ 二輪車に係る運転免許取得者等教育(第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係るものに限る。)にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ハ 第一条第三号に掲げる課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法第八十二条の二第二項の認定に係る運転免許取得者等教育に適する形状及び構造を有する坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等教育を行うために必要な建物その他の設備

(課程の基準)

第四条 「1」第一条第六号に掲げる課程に係る第八十二条の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第一百条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十歳未満の者に対して行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

メートル)以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

ロ 二輪車に係る運転免許取得者教育(第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係るものに限る。)にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

「号の細分を加える。」

ハ イ又はロに掲げるもののほか、法第八十二条の二第一項の認定に係る運転免許取得者教育に適する形状及び構造を有する坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者教育を行うために必要な建物その他の設備

(課程の基準)

第四条 「項を加える。」

教育事項	教育方法
<p>一 道路交通の現状及び交通事故の実態</p> <p>二 運転者としての資質の向上に関する事。</p> <p>三 自動車等の安全な運転に必要な知識</p> <p>四 自動車等の運転について必要な適性及び技能</p>	<p>一 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。</p> <p>四 運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者等教育指導員一人当たりおおむね十人以下であること。</p>

三 教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上であること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第六号に掲げる課程に係

る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

2|| 第一条第三号に掲げる課程に係る法第八十条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第一百条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対して行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

教育事項	教育方法
<p>一 運転者としての資質の向上に関すること。</p> <p>二 身体機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性</p> <p>三 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</p>	<p>一 普通自動車、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。以下この条において同じ。）以外の免許のみを受けようとし、</p>

「項を加える。」

	<p>又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この条において「令」という。）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査）によるものに基づく指導を含むものであること。</p> <p>三 この表の下欄第二号に規定する指導にあつては、運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者等教育指導員一人当たり五人以下であること。</p>
--	---

三 教育時間が二時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受  
けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第  
三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあつては、一  
時間以上）であること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第三号に掲げる課程に係  
る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指  
定する者の運営の下に、行われるものであること。

3|| 第一条各号(第三号及び第六号を除く。)に掲げる課程に係る法第

百八条の三十二の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

課程の区分	教育事項	教育方法
一 第一条 第一号に 掲げる課 程	イ 普通自動車等の運転について 必要な技能及び知識 ロ 普通自動車等の運転について 必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に 関すること。	普通自動車等 、教本、視聴 覚教材等必要 な教材を用い て行うこと。

二 「項を削る。」

1|| 法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で

定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 「同上」

課程の区分	教育事項	教育方法
一 「同上」	イ 大型自動車等の運転について 必要な技能及び知識 ロ 大型自動車等の運転について 必要な適性 ハ 「同上」	大型自動車等 、教本、視聴 覚教材等必要 な教材を用い て行うこと。

二 「同上」

三 第一条  
第三号及  
び第六号  
に掲げる  
課程(い  
ずれも法  
第百一条  
の三第一

イ 運転者としての資質の向上に 関すること。	イ 自動車等 、教本、視 聴覚教材、 運転適性検 査器材その 他必要な教 材を用いて 行うこと。
ロ 身体の機能の状況その他の自 動車等の運転について必要な適 性 ハ 道路交通の現状及び交通事故 の実態その他の自動車等の運転 について必要な知識	

---

---

項の更新  
期間が満  
了する日  
における  
年齢が七  
十歳以上  
七十五歳  
未満の者  
に対する  
もの)

---

ロ 自動車等  
の運転につ  
いて必要な  
適性に関する  
調査でコ  
ース若しく  
は道路にお  
ける自動車  
等の運転又  
は運転シミ  
ュレーター  
の操作をさ  
せることに  
より行う検  
査及び運転  
適性検査器  
材を用いた  
検査による  
ものに基づ  
く個別的指  
導を含むも  
のであるこ  
と。

ハ 運転免許

---

「項を削る。」

四 第一条 第三号及 び第六号 に掲げる 課程（い ずれも法 第一百条 の三第一 項の更新 期間が満 了する日 における 年齢が七 十五歳以 上の者で	
三の項の中欄に掲げる教育事項	
イ 自動車等 、教本、視 聴覚教材、 運転適性検 査器材その 他必要な教 材を用いて 行うこと。 ロ 自動車等 の運転につ いて必要な 適性に関す る調査でコ ース若しく は道路にお	取得者教育 を受けよう とする者の 数が、運転 免許取得者 教育指導員 一人当たり 三人以下で あること。

---

---

あつて、  
その者が  
法第百一  
条の四第  
二項の規  
定により  
受けた認  
知機能検  
査（法第  
九十七条  
の二第一  
項第三号  
イに規定  
する認知  
機能検査  
をいう。  
以下この  
表におい  
て同じ。  
）の結果  
について  
府令第二  
十九条の  
三第一項

---

ける自動車  
等の運転又  
は運転シミ  
ュレーター  
の操作をさ  
せることに  
より行う検  
査及び運転  
適性検査器  
材を用いた  
検査による  
ものに基づ  
く個別的指  
導を含むも  
のであるこ  
と。  
ハ 認知機能  
検査の結果  
に基づく指  
導を含むも  
のであるこ  
と。  
ニ 運転免許  
取得者教育

---

「項を削る。」

<p>の式により算出した数値が七十六以上であるものに対するもの</p>	<p>五 第一条 第三号及び第六号に掲げる課程（いずれも法 第一百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であつて、</p>	<p>を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。</p>
<p>三の項の中欄に掲げる教育事項</p>	<p>イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。</p>	<p>ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車</p>

---

---

その者が  
法第一百  
条の第四  
二項の規  
定により  
受けた認  
知機能検  
査の結果  
について  
府令第二  
十九条の  
三第一項  
の式によ  
り算出し  
た数値が  
七十六未  
満である  
ものに対  
するもの  
）

---

---

---

---

等の運転又  
は運転シミ  
ュレーター  
の操作をさ  
せることに  
より行う検  
査及び運転  
適性検査器  
材を用いた  
検査による  
ものに基づ  
く個別的指  
導（個人指  
導（運転免  
許取得者教  
育指導員一  
人に対し指  
導を受ける  
者が一人の  
みである指  
導をいう。  
ハにおいて  
同じ。）を  
含むものに

---

---

四 略	三 略	
--------	--------	--

七 同上	六 同上	<p>限る。)を 含むもので あること。 ハ 認知機能 検査の結果 に基づく指 導(個人指 導を含むも のに限る。 )を含むも のであるこ と。 ニ 運転免許 取得者教育 を受けよう とする者の 数が、運転 免許取得者 教育指導員 一人当たり 三人以下で あること。</p>
---------	---------	---

「項を削る。」

八 第一条 第六号に 掲げる課 程（法第 百一条の 三第一項 の更新期 間が満了 する日に おける年 齢が七十 歳未満の 者に対す るもの）	イ 道路交通の現状及び交通事故 の実態 ロ 運転者としての資質の向上に 関すること。 ハ 自動車等の安全な運転に必要 な知識 ニ 自動車等の運転について必要 な適性及び技能	イ 自動車等 、教本、視 聴覚教材、 自動車等の 運転につい て必要な適 性を検査す る用具その 他必要な教 材を用いて 行うこと。 ロ 自動車等 の運転につ いて必要な 知識に関す る討議及び 指導を含む ものである こと。 ハ 自動車等 の運転につ いて必要な 適性に関す る調査でコ
---	---	---

---

---

---

---

---

---

---

---

ース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。

ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の

---

---

	五 〔略〕	六 〔略〕	備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項口及びハ、二の項口及びハ、三の項ハ、四の項口、五の項ハ及びニ並びに六の項口及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者等教育は、行わなくてもよい。
--	----------	----------	---

二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。

三 この規則の規定を遵守し、その他各々の運転免許取得者等教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

（認定の申請）

第五条 法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければな

<p data-bbox="1072 1848 1412 2000">数が、運転免許取得者教育指導員一人当たりおおむね十人以下であること。</p>	九 〔同上〕	十 〔同上〕	備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項口及びハ、二の項口及びハ、六の項ハ、七の項口、九の項ハ及びニ並びに十の項口及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。
---	-----------	-----------	--

二 各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の五の項の上欄に掲げる課程にあつては、三時間以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあつては、二時間以上）であること。

三 この規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

（認定の申請）

第五条 〔同上〕

らない。

- 一 「略」
  - 二 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称
  - 三 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地
  - 四 運転免許取得者等教育の課程の区分
  - 五 運転免許取得者等教育の課程の名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 「略」
  - 二 運転免許取得者等教育指導員の名簿
  - 三 次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
  - イ 第一条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあつては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し
  - (1) 第二条第一号イ(1)又は(2)に該当する者であることを証する書面
  - (2) 運転免許取得者等教育に従事した経験を証する書面及び第二条第一号イ(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書面
  - (3) 第二条第一号イ(4)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

- 一 「同上」
  - 二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称
  - 三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地
  - 四 運転免許取得者教育の課程の区分
  - 五 運転免許取得者教育の課程の名称
- 2 「同上」
- 一 「同上」
  - 二 運転免許取得者教育指導員の名簿
  - 三 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者教育指導員にあつては教習指導員資格者証の写し、その他の運転免許取得者教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面及び第二条第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - イ 第二条第一号イ又はロに該当する者であることを証する書面
  - ロ 運転免許取得者教育に従事した経験を証する書面及び第二条第一号ハの規定による認定をするために必要な資料となるべき書面
  - ハ 第二条第一号ニの規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

ロ 第一条第三号に掲げる課程 第二条第二号イに該当する者であること並びに同条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面並びに同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面

四 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

五 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面

六 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等、教本、視聴覚教材その他の教材の一覧表

七 運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間、年間の実施回数等を定めた教育計画書

3 法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は法第八十二条の二第一項若しくは第八十二条の三十二の三第一項の認定を現に受けている者が、当該届出をし、又は当該認定を受けた公安委員会から法第八十二条の二第一項の認定を受けようとする場合の申請書には、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

(変更の届出等)

第七条 法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者(第三項において「認定教育実施者」という。)は、第五条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

四 運転免許取得者教育の課程における指導に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

五 運転免許取得者教育の課程における指導に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面

六 運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車等、教本、視聴覚教材その他の教材の一覧表

七 運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間、年間の実施回数等を定めた教育計画書

3 申請者が法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

(変更の届出等)

第七条 法第八十二条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者(第三項において「認定教育実施者」という。)は、第五条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

〔2・3 略〕

(終了証明書の交付)

第八条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で法第八条の三十二の二第一項の認定を受けたもの(以下この条及び次条において「特定教育」という。)を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。

- 一 第一条第六号に掲げる課程を終了した者 別記様式第一号の運転免許取得者等教育(更新時講習同等)終了証明書
- 二 第一条第三号に掲げる課程を終了した者 別記様式第二号の運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)終了証明書

(帳簿)

第九条 特定教育を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一・二 略
- 三 特定教育に従事した運転免許取得者等教育指導員の氏名
- 四 略

2 略

(電磁的方法による記録)

第十条 前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法という。第十三条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるよう

〔2・3 同上〕

(終了証明書の交付)

第八条 第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第八条の三十二の二第一項の認定を受けたもの(以下「特定教育」という。)を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。

- 一 第四条第一号の表の八の項の上欄に掲げる課程を終了した者 別記様式第一号の運転免許取得者教育(更新時講習同等)終了証明書
- 二 第四条第一号の表の三から五までの項の上欄に掲げる課程を終了した者 別記様式第二号の運転免許取得者教育(高齢者講習同等)終了証明書

(帳簿)

第九条 同上

- 一・二 同上
- 三 特定教育に従事した運転免許取得者教育指導員の氏名
- 四 同上

2 同上

(電磁的方法による記録)

第十条 前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法という。 )により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは

にして保存されるときは、当該記録の保存をもつて前条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「略」

(報告事項)

第十一条 府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第十三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第三号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇五 略」

、当該記録の保存をもつて同条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 「同上」

(報告事項)

第十一条 府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第十三条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、公安委員会が定めるところにより、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第三号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

「一〇五 同上」

別記様式第1号 (第8条関係)

第	号	<u>運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書</u>	
住所	住所		
	氏名		
		年 月 日生	
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項第3号イに掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の <u>運転免許取得者等教育の課程</u> を終了した者であることを証明する。			
		年 月 日	
		所在地 名称 管理者	印

備考 [項を削る。]

[1] 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第8条関係)

第	号	<u>運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書</u>	
写真 押出し スタンプ	住所		
	氏名		
	年 月 日生		
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の <u>運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の八の項の上欄に掲げるもの</u> を終了した者であることを証明する。			
		年 月 日	
		所在地 名称 管理者	印

備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第8条関係)

第 号		
運転免許取得者等教育 (高齢者講習同等) 終了証明書		
住 所		
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項第3号ロに掲げる基準に適合するものとして同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程を終了した者であることを証明する。		
実 車 指 導 の 有 無	有	無
年 月 日		
所在地 名 称 管理者	印	

- 備考 1 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導を含む教育を受けた場合には実車指導の有無欄の「有」を、当該指導を含まない教育を受けた場合には実車指導の有無欄の「無」を、それぞれ○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号 (第8条関係)

第 号	
運転免許取得者教育 (高齢者講習同等) 終了証明書	
写 真	住 所
押出し	氏 名
スタンプ	
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程のうち運転免許取得者教育の認定に関する規則第4条第1号の表の三の項、四の項、五の項の上欄に掲げるものを終了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地 名 称 管理者	印

- 備考 1 写真は、終了前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考  
表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記様式第3号 (第13条関係)

電磁的記録媒体提出票	
公安委員会 殿	
	年 月 日
	提出者の名称
	住 所
第5条第1項 第5条第2項	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。	
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。	
1	電磁的記録媒体に記録された事項
2	電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第13条関係)

フレキシブルディスク提出票	
公安委員会 殿	
	年 月 日
	提出者の名称
	住 所
第5条第1項 第5条第2項	
運転免許取得者教育の認定に関する規則の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。	
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。	
1	フレキシブルディスクに記録された事項
2	フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
  - 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
  - 3 不要の文字は、横線で消すこと。
  - 4 該当事項がない欄は、省略すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。